

## 現行の職務発明制度及び職務発明制度の見直しに関する政府の取組

### 1. 現行の職務発明制度の概要

特許法第 35 条は、従業者がなした職務発明に関する特許を受ける権利が従業者に原始的に帰属することを前提に（特許法第 29 条第 1 項参照）、具体的に以下の事項について規定している。

- ① 職務発明について、使用者は法定の通常実施権を有する。
- ② 職務発明について、あらかじめその発明に係る特許権等を使用者に承継する旨（又は専用実施権を設定する旨）を定める契約、勤務規則その他の定めは、その発明が職務発明で無い限り無効である〔職務発明については、事前に契約、勤務規則等により使用者への承継を定めることができる。〕
- ③ 使用者が契約、勤務規則等により職務発明に係る特許権等を承継した場合は、従業者には「相当の対価」を受け権利がある。
- ④ 契約、勤務規則等により職務発明の対価について定める場合には、その定めたところにより対価を支払うことが「不合理」と認められない限り、その対価がそのまま「相当の対価」として認められる。
- ⑤ 対価に関する契約、勤務規則等がない場合又はその定めたところにより対価を支払うことが「不合理」と認められる場合には、使用者が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して「相当の対価」が決定される。

#### (参考)特許法第 35 条

1. 使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という。）は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下「従業者等」という。）がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明（以下「職務発明」という。）について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。
2. 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等のため仮専用実施権若しくは専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めのある条項は、無効とする。
3. 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第三十四条の二第二項の規定により専用実施権が設定されたものとみなされたときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。
4. 契約、勤務規則その他の定めにおいて前項の対価について定める場合には、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであつてはならない。
5. 前項の対価についての定めがない場合又はその定めたところにより対価を支払うことが同項の規定により不合理と認められる場合には、第三項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

## 2. 職務発明制度の見直しに関する政府の取組

### ◇知的財産に関する基本方針(平成 25 年 6 月 7 日閣議決定)

#### 1 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

- (3) 現在発明者帰属となっている職務発明制度について抜本的な見直しを図り、例えば、法人帰属又は使用者と従業者との契約に委ねるなど、産業競争力強化に資する措置を講ずることとする。

### ◇知的財産政策ビジョン(平成 25 年 6 月 7 日知的財産戦略本部)

#### 【取り組むべき施策】

- ・我が国の職務発明制度について、企業のグローバル活動を阻害しないような在り方について、国内外の運用状況に関する分析結果や、産業構造や労働環境が大きく変化している状況も踏まえつつ、以下のような観点から整理・検討し、例えば、法人帰属や使用者と従業者などとの契約に委ねるなど、産業競争力に資する措置を講じる。(経済産業省)
  - 発明者に対する支払いの予見性を高める観点
  - 発明者への支払いが発明の譲渡に対する対価と考えるべきか、追加的な報酬と考えるべきかという観点
  - 従業者の報酬については一般的には労働法で規定されているところ、発明の対価に関しては職務発明規定として特許法で規定されていることから、労働法の視点からも職務発明制度について整理する観点
  - グローバルな制度調和の観点
  - 発明者にとって魅力ある制度・環境の提供という観点
- ・職務発明以外の自由発明(雇用関係にない学生の発明など)に関し、大学などにおける発明に対する取組の実態を調査し、その情報を周知することで、適切な取扱いを促進させる。(経済産業省)

### ◇日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)

#### ○企業のグローバル活動を阻害しないための職務発明制度の見直し

- ・企業のグローバル活動における経営上のリスクを軽減する観点から、例えば、職務発明の法人帰属化や使用者と従業者との契約に委ねるなど制度を見直し、来年の年央までに論点を整理し、来年度中に結論を得る。

### ◇知的財産推進計画 2013(平成 25 年 6 月 25 日知的財産戦略本部)

#### 2. 国際的な知財の制度間競争を勝ち抜くための基盤整備

##### (1) 職務発明制度の在り方

#### 【施策例】

##### (職務発明制度の在り方)

- ・職務発明制度の在り方に係る整理にあたっては、国内外の運用状況に関する分析結果や、産業構造や労働環境が大きく変化している状況も踏まえつつ、以下のような観点から検討し、例えば、法人帰属や使用者と従業者などとの契約に委ねるなど、産業競争力に資するような在り方について結論を得る。(短期)(経済産業省)
  - 発明者に対する支払いの予見性を高める観点
  - 発明者への支払いが発明の譲渡に対する対価と考えるべきか、追加的な報酬と考えるべきかという観点
  - 従業者の報酬については一般的には労働法で規定されているところ、発明の対価に関しては職務発明規定として特許法で規定されていることから、労働法の視点からも職務発明制度について整理する観点
  - グローバルな制度調和の観点
  - 発明者にとって魅力ある制度・環境の提供という観点

「知的財産推進計画 2013」工程表(※職務発明制度の在り方に関する部分を抜粋して作成)

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
19	職務発明制度の在り方	<p>職務発明制度の在り方に係る整理にあたっては、国内外の運用状況に関する分析結果や、産業構造や労働環境が大きく変化している状況も踏まえつつ、以下のような観点から検討し、例えば、法人帰属や使用者と従業者などとの契約に委ねるなど、産業競争力に資するような在り方について結論を得る。</p> <p>(短期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-発明者に対する支払いの予見性を高める観点</li> <li>-発明者への支払いが発明の譲渡に対する対価と考えるべきか、追加的な報酬と考えるべきかという観点</li> <li>-従業者の報酬については一般的には労働法で規定されているところ、発明の対価に関しては職務発明規定として特許法で規定されていることから、労働法の視点からも職務発明制度について整理する観点</li> <li>-グローバルな制度調和の観点</li> <li>-発明者にとって魅力ある制度・環境の提供という観点</li> </ul>	経済産業省	<p>業界の代表者と労働法などの学識経験者で構成される委員会を設置し、産業界が主張する課題に対する解決手法について、精緻に議論を行う。あわせて、海外や大学における職務発明制度の運用実態についても調査研究を実施。</p>	<p>2013 年度の調査研究・委員会での議論結果を踏まえ、審議会を開催し、職務発明制度の改正について 2014 年央までに論点を整理し、2014 年度中に結論を得る。</p>	-	-

**◇産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ(平成 26 年 2 月 24 日産業構造審議会知的財産分科会)**

○企業の産業競争力の強化につなげるための職務発明制度の見直し

- ・職務発明制度の見直しについて、「2014 年の年央までに論点を整理し、2014 年度中に結論を得る」(「知的財産推進計画 2013」工程表)という既定のスケジュールを前倒し、2014 年早期に特許制度小委員会での検討を開始して議論の加速化を図る。